

個別避難計画について



町田市地域福祉部福祉総務課
2024年6月12日（水曜日）

本日の内容

- 避難行動要支援者名簿について
- 個別避難計画について

要配慮者と避難行動要支援者

- ・ 「要配慮者」とは・・・

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方

- ・ 「避難行動要支援者」とは・・・

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、
その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方

要配慮者
(高齢者、障がい者、乳幼児・・・)

避難行動要支援者

避難行動要支援者名簿とは

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援や安否の確認、その他必要な支援を実施するための基礎となる情報を集約した名簿のこと。

名簿作成は**市町村の義務**（2013年災害対策基本法改正）

提供を希望する町内会・自治会、自主防災組織へ名簿を提供。

町内会・自治会の会員以外の地域内の対象者も把握できる。

個別避難計画とは

- 高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、**誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要か**など、あらかじめ記載した個別の計画
- 本人や家族を中心に、地域の皆さまや福祉専門職など避難支援関係者と一緒に作成
- 作成対象は、**避難行動要支援者名簿**に登録された方

令和元年台風19号等の近年の災害において多くの高齢者などが被害に遭われている状況を踏まえ、2021年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが**市町村の努力義務**とされました。

町田市の避難行動要支援者

町田市の
避難行動要支援者名簿に
記載されている避難行動要支援者

約9,500人

名簿の対象者（施設入所者除く）

身体障害者手帳1級及び2級の者
愛の手帳1度及び2度の者（東京都）
介護保険要介護認定要介護度3から5の者
その他、市長が必要と認めた者

計画作成の優先度の高い者

高齢者	・要介護4～5の方
障がい者	・障害支援区分4～6の認定を受けている方
その他	・医療的ケア児 ・重症心身障がい児 ・在宅人工呼吸器使用者

※住んでいる場所の「ハザードの状況」も考慮します。

個別避難計画の取組を進める必要性

近年の災害における高齢者や障がい者への被害の集中

- 東日本大震災
 - ・65歳以上の高齢者の死者数：被災地全体の死者数の約6割
 - ・障がい者の死亡率：被災住民全体の死亡率の約2倍
- 令和元年台風第19号
 - 全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→約65%（55／84人）
- 令和6年能登半島地震（2024年1月30日時点）
 - 氏名や年齢などが公表された死者のうち60代以上の割合→約73%（149／204人）

災害時に一番頼れるのはご近所のつながり

- 阪神淡路大震災
 - 生き残った方の約8割が近隣住民の方に救助されている。
- 長野北部地震（平成26年）
 - 長野県では全壊家屋50棟、半壊家屋91棟、負傷者46名の被害があったが、地域住民の助け合いによる救助活動の取り組みにより、倒壊家屋の下敷きとなった方がいたものの、死者はいなかった。住民支え合いマップを作成、地域住民で共有、避難支援に活用した。

個別避難計画の作成における留意事項

避難支援関係者等にお伝えすること

個別避難計画については、避難支援等関係者やその家族の安全が前提であり、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

要支援者本人・家族にお伝えすること

災害発生時は、自助・共助がきわめて重要であることが過去の災害から明らかになっています。日頃からご近所の方など地域の皆さまと顔の見える関係づくりを心掛けるなど、災害への備えをお願いします。

個別避難計画は、計画に基づく支援が必ず行われることを保証するものではありません。

町田市の取組スケジュール

計画作成のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

2024年度	<ul style="list-style-type: none">■ モデル地区（鶴川地区）での計画作成の優先度の高い方の個別避難計画作成■ 全市展開に向けた関係者説明会の開催（予定）
2025年度	<ul style="list-style-type: none">■ 町田市全域での計画作成の優先度の高い方の個別避難計画作成
2026年度	<ul style="list-style-type: none">■ 町田市全域での計画作成の優先度の高い方の個別避難計画作成完了

ご清聴ありがとうございました。